

平成25年度
包括外部監査の結果報告書

産業振興施策に関する財務事務の執行及び
当該施策に関連する主要な財政的援助団体に
関する財務事務について

(概要版)

愛知県包括外部監査人
公認会計士 柏木勝広

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	1
5. 外部監査の対象期間	1
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	2
第 2 産業振興施策に関する概要	3
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	4
1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見）	4
2. 県中小企業融資制度に係る財政負担について（意見）	4
3. 県信用保証協会における保証態勢について（意見）	4
4. 補助金の制度設計について（意見）	5
5. 財政的援助団体に係る補助金について（意見）	5
6. 愛知県中小企業振興基本条例について（意見）	5
7. 中小企業へのワンストップ支援について（意見）	6
8. 産業労働部の補助金における過年度の意見に対する改善状況	6
第 4 外部監査の結果－個別的事項－	7
I 金融・経営支援関連施策（県産業労働部）	7
1. 県中小企業融資制度（中小企業金融対策貸付金）について	7
2. 信用保証協会固有の会計処理について	10
3. 小規模事業経営支援事業補助金について	10
4. 貸付事務費について	11
II 金融・経営支援関連施策（愛知県信用保証協会）	11
1. 団体の概要	11
2. 県信用保証協会における保証及び管理について	12
III 金融・経営支援関連施策（公益財団法人あいち産業振興機構）	14
1. 団体の概要	14
2. 設備資金貸付事業及び設備貸与事業について	14
3. 受発注企業情報収集提供について	15
4. 県内商談会について	16

5.	創業プラザの運営について	16
6.	あいち情報ステーションの運営について	17
7.	海外ビジネスハンズオン支援事業について	17
8.	経営活性化診断について	17
9.	資産の管理状況について	18
10.	あいち中小企業応援ファンドの助成金について	18
IV	商業流通・観光推進関連施策（県産業労働部）	18
1.	商業団体等事業費補助金について	18
2.	げんき商店街推進事業費補助金について	21
3.	愛知県商店街振興組合連合会事業費補助金について	22
4.	観光施設費等補助金について	22
5.	犬山国際ユースホテル管理運営委託費について	23
V	産業振興・科学技術関連施策（県産業労働部）	24
1.	愛知県技術開発交流センター費について	24
2.	ドームやきものワールド開催費負担金について	24
3.	産業空洞化対策減税基金について	25
4.	あいちベンチャーハウス管理運営委託費について	27
5.	航空宇宙産業振興事業費について	28
6.	中部航空宇宙技術センター負担金について	28
VI	産業振興・科学技術関連施策（公益財団法人科学技術交流財団）	29
1.	団体の概要	29
2.	共同研究推進事業について	29
3.	研究交流クラブ事業について	29
4.	技術普及推進事業について	30
5.	固定資産規程の整備について	30
6.	あいちシンクロトロン光センター運営事業について	32
7.	証券等の管理について	33
8.	金銭の管理について	33
VII	その他の施策（県産業労働部）	33
1.	産業労働センター整備・運営事業費について	33

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について

3. 事件（テーマ）を選定した理由

愛知県は産業振興を重要施策として位置づけ、平成24年度の予算編成における「7つの柱」の施策の1つとして「元気な経済・産業・地域づくり」を掲げている。また、産業労働行政の基本方針として定められた「5つの施策の柱」では「中小企業力の強化」「次世代成長産業の育成・振興」及び「グローバル展開への対応・内外交流の拡大」の3つの産業振興施策が取り上げられ、合わせて2,147億円の多額の予算が計上されている。さらに、中小企業の振興を目的として、平成24年10月に愛知県中小企業振興基本条例が制定されている。このように県は積極的な産業振興施策を講じており、中小企業の金融対策のための制度融資や次世代産業の創出・育成のための助成など、様々な取組みを行っている。

また、産業振興施策は経済の活性化を通じて県民の生活に直結するため、県民の関心が高い分野である。

よって、県の産業振興施策の財務事務について、法令等に対する合规性及び3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは、県にとって有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

愛知県産業労働部（労政担当局を除く）

愛知県信用保証協会

公益財団法人あいち産業振興機構

公益財団法人科学技術交流財団

5. 外部監査の対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成25年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成 25 年 6 月 12 日 至：平成 25 年 12 月 13 日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているかどうか（合規性）
- ② 施策に関連する事業が県の産業を活性化させることに資するかどうか
- ③ 事業の効果が適切な評価指標により把握されているかどうか
- ④ 中小企業融資制度が中小企業力の強化という目的に照らし有効に運用されているかどうか
- ⑤ 中小企業融資制度に係る財政負担や今後の損失発生見込みが適切に把握されているかどうか
- ⑥ 愛知県信用保証協会における中小企業融資制度に係る保証審査が適正に行われているかどうか
- ⑦ 関連する補助金等が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に執行されているかどうか
- ⑧ 関連する施設の管理・運営が3E（経済性・効率性・有効性）の観点から適切に実施されているかどうか
- ⑨ 関連する財政的援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているかどうか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士 8 名、日本公認会計士協会準会員 1 名、弁護士 1 名

第2 産業振興施策に関する概要

県における産業労働行政の基本方針は以下のとおりである。

我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直している。

本県の景気についても、自動車関連を中心とした生産体制が整いつつあり、緩やかに持ち直している。

雇用情勢についても、足下では徐々に改善してきているが、新規学卒者などの若者雇用を巡っては、依然として厳しい状況にある。

こうした中、平成 24 年度においては、引き続き、「あいち産業労働ビジョン 2011-2015」に沿って、中小企業支援や次世代産業の育成・振興、就労支援等の取組を実施する。また、喫緊の課題である産業空洞化に対応するため、「産業空洞化対策減税基金」に基づく補助制度を活用し、企業立地、研究開発・実証実験を支援する。こうした施策を着実に推進することにより、この地域に、内外からヒト、モノ、カネを呼び込み、「世界と闘える力強い愛知・名古屋」を目指す。

《5つの施策の柱》

1. 中小企業力の強化

中小企業の底力の強化と飛躍を支援する。

2. 次世代成長産業の育成・振興

本県経済をリードする次世代産業の育成・振興と企業立地の支援を推進する。

3. グローバル展開への対応・内外交流の拡大

アジアの新興国の経済活力を取り込むとともに、交流人口の拡大を図り、本県経済の成長につなげる。

4. 就労促進に向けた人材対策

若年者・高齢者・障害者等の就労を支援するとともに、次世代を担う人材を育成する。

5. 生き生きと働ける環境づくり

仕事と生活の調和を推進するとともに、労働環境の改善・整備を支援する。

第3 外部監査の結果－総括的事項－

1. 県中小企業融資制度の利用率の向上策について（意見）

県の金融支援施策の中核である中小企業融資制度の融資実績は長期にわたり減少傾向にある。この要因として、中小企業の資金需要の低迷が挙げられるが、その他にも、保証料率による資金調達コストの高さ、制度の利用しにくさの存在がうかがわれる。そこで、当該制度の利用率向上策として、以下の2点について提案したい。

（1）保証料率の引き下げ

さらなる保証料率の引き下げにより、中小企業者の利用度が增大する可能性が高いと考える。愛知県信用保証協会（以下、「県信用保証協会」という。）の財政状態を考慮すれば、県が新たに財政負担を負うことなく同協会において行うことが望ましい。

（2）保証にかかるスピードの短縮方策の検討

中小企業者が保証を申し込んで貸付を受けるまでにかかるスピードを可能な限り上げるため、金融機関における対応状況を調査し、必要に応じて時間短縮の方策を検討することが適切と考える。

2. 県中小企業融資制度に係る財政負担について（意見）

平成24年度は年間2,837億円余の融資実績に対して当該制度による実質的財政負担額は、試算の結果、年間約22億円となった。また、平成24年度末における将来の損失補償見込みを試算した結果、100億円を超える金額が今後発生することが見込まれ、県の負担額が増加する状況が続くことが予想されることから、県は、中小企業への金融支援による施策の効果とそこから生じる損失の負担との均衡を図るための対応が求められる。具体的には、以下の対応策をとることが適切である。

（1）情報開示の推進

今後の代位弁済の発生額に留意するとともに、財政負担額に損失発生見込みなどを加えた情報開示の推進を図ることが望ましい。

（2）県信用保証協会への財政的支援内容の見直し

県信用保証協会の財政状態は主要都市に比し非常に良好であるため、損失補償の対象範囲の縮小や方法の変更等、県信用保証協会への財政的支援内容の見直しを図り、その資金を、他の産業振興施策において、より有効に活用することも検討いただきたい。

3. 県信用保証協会における保証態勢について（意見）

保証承諾案件全体のうち、事故受付があるものや、県が損失補償を実施したものを対象として検証を行っており、全体における傾向を導き出すものではないが、県

は、確認事例から導き出される以下の事項を中心に、損失補償契約の履行上、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。

(1) 資金使途の確認及び実質的な審査の実施

資金使途を確認し、制度融資が本来の目的に使用されていることを確認することは、制度融資の対象者が制度の趣旨を逸脱して節度のない利益を得ることを防ぐために重要な手続である。また、融資先企業の財政状態・経営成績の判断に必要な情報を入手し、金融機関の所見の妥当性・事業計画書の実現可能性について十分な検証を行うことなど、実質的な審査を行うことは、保証した資金が制度融資の本来の目的に則って、有効に活用され、保証先が破綻することなく成長する助けとなる。仮に実質的な審査の結果、審査基準を満たさない状況があれば、様々な連携を模索してコンサルティング機能を発揮し、審査基準を満たすよう支援することが望ましい。

(2) 創業資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮

保証先の経営状況の把握、特に創業間もない先においては、経営計画の進捗状況についての的確に把握し、コンサルティング機能を発揮して、産業振興に寄与すべきである。また、融資が有効に活用され、産業振興に役立つためには、地域に密着した専門家に常時モニタリングしてもらうことが有用であると考えられる。よって、例えば県と密接な関係のある商工会・商工会議所の経営指導員の積極的な活用について検討することを提案する。

4. 補助金の制度設計について（意見）

補助金の効果を適切に測定し、その程度によっては廃止も含めて検討する必要がある。補助金の効果をより明確に測定するには、補助事業実施後における事業目的の達成度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。

5. 財政的援助団体に係る補助金について（意見）

（公財）あいち産業振興機構（以下、「機構」という。）及び（公財）科学技術交流財団（以下、「財団」という。）は、主に県の補助金や委託料で運営されている団体であり、その事業活動には、県が直接実施する事業と同様に、さらなる活動の必要性、有効性及び効率性が求められる。

6. 愛知県中小企業振興基本条例について（意見）

中小企業者等の実態把握のため、現状においても訪問調査やアンケート調査など十分に取り組んでいるが、今後も調査方法に工夫を凝らすとともに、調査結果として判明した県への要望をどのように施策に反映させたのか公表することも検討いた

だきたい。

7. 中小企業へのワンストップ支援について（意見）

県信用保証協会と機構が協力して「中小企業金融相談窓口」を設置したり、県の制度融資である「創業等支援資金」の受付窓口に商工会・商工会議所（以下、「商工会等」という。）・愛知県商工会連合会を追加するなど、取組みは進められている。その一方で、監査の現場では、必ずしも十分な連携が図られているとはいえない印象を受けた。県においては、例えば以下のように、各担当部署を真に連携させ、「ワンストップ支援」や「経営支援と一体となった分かりやすい金融支援」の実現に努めていただきたい。

① 県信用保証協会、商工会等、金融機関の3者連携（県中小企業融資制度）

県信用保証協会において保証審査の段階で決定するための情報が不足する場合に、中小企業者が、地域に密着した専門家である商工会等における経営指導員に、必要な助言や指導を求めることができるようにすることが有用である。また、金融機関と商工会等の連携についても、相互に県内中小企業者の支援に有用な情報が蓄積され、中長期的には当該制度の有効利用に資するものと考えられる。

② 機構と商工会等（機構が実施する事業）

機構内の各部署及び商工会等との連携をより一層強化し、機構の優れた経営支援メニューを企業に活用してもらえよう、よりPRに努めていただきたい。

8. 産業労働部の補助金における過年度の意見に対する改善状況

（1）効果の測定について（指摘）

補助金の効果の測定に係る措置として、「事業計画書に新たに予想観客数の欄を設けて、実績数値と比較できるようにした」と記載があったが、平成24年度の観光展への補助金の一部において、改正前の古い様式の「事業計画書」が使用されており、実質的な効果測定がなされていなかった。

（2）終期の設定（サンセット基準）について（意見）

県単独補助金において終期が更新され続けているものがあるが、終期を迎えても継続する場合には効果測定の実績を踏まえた議論がなされたうえで、どのような経緯と理由で継続されているのかについて記録を残す必要がある。

（3）運営費補助の見直しについて（意見）

事業費補助金であっても、実質的には運営費補助金と同じ状態となっている場合は、効果測定指標を定めて目的に照らし判断したうえで、その効果が得られない場合には、当該補助金を段階的に縮小もしくは廃止も視野に入れた検討が望まれる。

（4）消費税について（指摘）

産業労働部においては、平成18年度より、特定収入割合が5%超の公益法人で原

則課税を適用している団体を除き、補助対象経費を消費税抜ベースで算定することを部全体で実施してきているが、補助金交付要綱では補助金の消費税返還条項に係る必要な改正がなされていない。

第4 外部監査の結果—個別的事項—

I 金融・経営支援関連施策（県産業労働部）

1. 県中小企業融資制度（中小企業金融対策貸付金）について

① 県の財政負担の実態把握について（意見）

事業の歳出は当該資金の預託（貸付金）のみであるが、これは当該制度に係る財政負担の実態を表すものとはいえない。そこで、当該制度による実質的財政負担額を試算した結果、平成24年度は、年間2,837億円余の融資実績に対して、約22億円という多額の財政負担が実質的に発生しているものと試算された。これは、最終的に県民の税金による負担となる金額であるといえる。

また、過去の融資実績に対して行われる将来の損失補償見込み額は、平成24年度の9億円余りを上回る可能性があるため、損失補償契約に基づく支出は実質的財政負担額の増加につながる懸念がある。したがって、県は、これら実質的財政負担額について情報開示の推進を図ることが望ましい。

② 金融機関への預託について（意見）

県中小企業融資制度の融資枠に対する利用率は、近年では全体で47.3%と、事業の目標値（80%）を大きく下回る水準となっている。これにより、預託金に係る機会費用の5割余り、すなわち6億円余りの金額が、中小企業への融資という成果に結びついていないといえる。事後的な検証を行い、今後の融資枠の設定の考え方に適切に反映させることが重要と考える。

次に、取扱金融機関別に預託額・融資実績・利用率をみると、各金融機関への預託額を融資実績が下回っている金融機関が3先あった。これらの金融機関については、結果として、県が金融機関のプロパー貸出のための資金調達コストを間接的に支援したことになっているとも考えられるため、預託の合目的性の観点から課題がある。年度途中において金融機関にフォローアップヒアリングを実施するなど、貸出促進に向けた措置を講ずることを検討することが望ましい。

③ 一般事業資金（1年以内）制度メニューの見直しについて（意見）

現行制度においては、一般事業資金（1年以内）だけが、貸付金利が「金融機関所

定」と設定されている。当該資金の直近5か年における代位弁済率の平均値は3.51%と高く、相対的に信用コストが高い資金と考えられる。県信用保証協会において代位弁済先の個別の保証関連書類を閲覧したところ、約3.0%~3.5%の貸付利率が設定されたものもあった。平成24年度中の当該地域における短期資金の貸出約定平均金利が1.7%~1.9%のレンジで推移していることから、金融機関において必要以上の信用コストが上乘せされている可能性も否定できない。以上のことを踏まえ、当該資金については、今後の中小企業者の利用状況を踏まえた上で、財政負担とのバランスを図る見地から、適正な貸付金利のあり方等について見直しを検討することが適切であると考えられる。

④ 今後の損失発生見込み及び対応策について（意見）

県信用保証協会に対する損失補償による、今後の県の負担額を試算したところ、総額で約108億円もの金額の発生が見込まれる結果となった。

今後の対応策①—情報開示の推進—

県は、中小企業への金融支援による施策の効果とそこから生じる損失の負担との均衡を図るための対応が求められる。そのため、まずは、今後の代位弁済の発生額に留意するとともに、上記①で述べた財政負担額に上述の損失発生見込みなどを加えた情報開示の推進を図ることが望ましい。

今後の対応策②—県信用保証協会への財政的支援内容の見直し—

県信用保証協会の財政状態は主要都市に比し非常に良好であり、民間企業における利益剰余金に相当する基金準備金及び収支差額変動準備金の資産全体に占める割合は66%と非常に高水準であり、これらについて1,100億円を超える有価証券により資産運用している状況である。

しかし、当該制度に係る保証は近年において県信用保証協会の概ね6割程度の規模であって全てではない。そこで、平成24年度における県信用保証協会の県融資制度分と同協会プロパー、その他共通の3区分の収支状況を試算した結果、県信用保証協会全体における約53億円の当期収支差額のうち、県融資制度分から約8億円、その他共通区分から約43億円がもたらされた形となった。データ処理不能としてその他共通区分に計上した科目においては本来県制度分に属すべきものも一定程度あるものと推測されることから、県融資制度分による当期収支差額は協会全体のそのれの一定程度をカバーしているとみてよいと考えられる。

この結果は、県融資制度に係る保証業務により中小企業者から受取る保証料についても、結果として予想した破綻の実績を上回っていたことを示唆していると考えられる。県は、一層の保証促進の立場を堅持しつつ、損失補償の対象範囲の縮小や方法の変更等、県信用保証協会への財政的支援内容の見直しを図り、その資金を、他の産業振興施策において、より有効に活用することも検討いただきたい。

⑤ 利用率向上策としての保証料率の引き下げについて（意見）

当該制度の利用率向上策として、今一段の保証料率の引き下げを提案したい。また、上記④で述べた対応策の一環として、県の保証料補助など特段の財政的支援を行うことなく県信用保証協会において行うことが望ましいと考える。

現行制度でも、当該制度に適用される保証料率は、県信用保証協会独自の保証制度に適用される保証料率よりも若干引き下げられているが、愛知県がいわゆる「名古屋金利」が存在する地域であり、コスト面での優位性を認識し難い状況にあることが推測される。さらなる保証料率の引き下げによりインパクトを与えることができれば、当該制度を利用するメリットの認知度が明確となり、中小企業者の利用度が増大する可能性が高いと考える。

⑥ 保証にかかるスピードの短縮方策の検討について（意見）

県融資制度分における保証の申込みから融資の実行までにかかる平均的日数は、県信用保証協会への申込受付から保証承諾までに約 5 日、承諾されてから貸付実行までに約 8 日、全体で約 13 日であり、後者は前者に比べて日数がかかっている。また、中小企業者が金融機関に相談に来てから保証申込までの日数も加算する必要があるが、それは金融機関が当事者であるため把握されていない。中小企業者が保証を申し込んで貸付を受けるまでにかかるスピードを可能な限り上げるため、金融機関における対応状況を調査し、必要に応じて時間短縮の方策を検討することが適切と考える。

⑦ 商工会等からの推薦について（意見）

保証承諾に至らなかった案件に係る商工会等からの推薦書等を閲覧した結果、県信用保証協会は、客観的な信用情報に関する十分な調査能力を有しており、公正に信用情報を調査し承諾の可否を判断していることをうかがわせた。一方で、経営支援を本業とする商工会等においては、業者の強みや事業の独自性、将来性といった観点について、より具体的な情報の提供が期待される場所、商工会等の活動への関与度合いなど本業と関係のない情報等の記載が多かった。

これらのことを総合的に勘案すると、商工会等と金融機関、県信用保証協会の 3 者が連携して制度融資の利用を促進する体制は、十分に機能していないものと考えられる。特に、商工会等においては、通常の中小企業者への経営指導を行う中で蓄積してきた、金融支援を受けるために有用な情報を、制度融資を利用する業者の推薦に当たって有効かつ積極的に活用することが求められる。よって、県においては、推薦制度の活性化を進めつつ、商工会等の金融支援力向上のための取組みを促進することが適切である。

2. 信用保証協会固有の会計処理について

【 県信用保証協会の実質的な財務状況の把握について（意見） 】

現在の県信用保証協会の経理処理は、全国一律に適用される「経理処理要領」に基づき、適正かつ適切に実施されているが、全国の信用保証協会の経営状態は各団体において様々であり、こうした経営実態を踏まえずに、全て一律に取扱うことには検討の余地があると考ええる。

県は県信用保証協会に対して損失補償など多額の財政負担を行っており、その負担と施策効果との均衡を図っていくため、同協会の財務状況をより正確に把握する方法として、以下の必要性について十分認識することが望ましい。

- i) 求償権償却準備金の積立方法に回収・償却状況の実態を反映させること
- ii) 求償権の償却において、定期入金がある等回収可能性の高い場合には、その実態を反映させること
- iii) 責任準備金の乗率（引当率）の設定において、県信用保証協会の経営状態を反映させること

3. 小規模事業経営支援事業補助金について

① 会員・非会員に区分した計画・実績のモニタリングについて（意見）

経営改善普及事業は、県の助成の下に、広く小規模事業者に対して親身になって相談指導を行うものであり、補助金の算定上は会員と非会員の区分は求められていないため、現状として、各商工会等は個別の巡回先について会員か非会員かの把握にとどまっている。しかし、会員・非会員に平等に巡回相談指導というサービスを提供するという当該補助金の目的からすれば、支出する県において、会員・非会員に区分した活動計画及び実績を把握し、サービス提供が会員に偏重していないかを確認することが求められるものと考えられる。

したがって、県においては、各商工会等における会員・非会員に区分した活動計画及び実績に対するモニタリングをこれまで以上に行うことが適切と考えられる。

② 巡回相談指導先実地検査について（意見）

海部県民センター・知多県民センターが補助金を管轄する商工会等に係る実地検査結果報告書を閲覧した結果、直接確認事項が、指導員の巡回の有無のみに限られていた。また、実地検査結果報告書の記載内容が各地域によって差異が生じていた。

このような事態を生じさせている、根本的な問題は、実地検査時に、確認すべき事項についての統一的な考えや方針が徹底されていないことにあると考えられる。そこで、現在の状況を改善するために、当該実地検査において何を調査すべきかと

いう基本方針を徹底するとともに、報告書への記載方法を明確に設定することが適切と考えられる。

③ 経営指導員及び補助員の超過人員について（意見）

合併により定数の人員が減少したことによって余剰人員が生じている状況は、一時的な超過状況はやむを得ないとしても、その状況が長期にわたって続くのは望ましいものとはいえない。また、一定の能力を有する経営指導員を十分に活用していない状況は経済性・効率性の観点からも望ましいものではない。商工会については平成24年4月1日から人事一元化制度が導入され、愛知県商工会連合会が人事を一元的に管理することとなっているが、これまでの実績は、補助員の異動が1件あったのみである。今後より一層の積極的な人事異動を考えるべきであり、県としては、さらに効果的かつ効率的な人員配置を要望していくことが適切と考えられる。

4. 貸付事務費について

① 債権回収業者の選定について（意見）

債権回収業者への委託は、県として関与できる範囲が狭かったため、債権回収業者の選定は随意契約となっている。今後、回収業務の民間委託が増加し、債権回収業者の回収成果情報等が集約されるようになれば、随意契約ではなく、支払報酬額の適切性を確保するために、競争入札も検討すべきと考える。そして、そのような判断をできるようにするために、回収成果情報等を一元管理できるデータベースの構築も必要になると考えられる。

② 回収効率のモニタリングについて（意見）

回収状況が芳しくない債務者に対して、今後債権回収業者を利用し、経済的、効率的に回収業務を円滑に進めていくことが望ましいと考えられる。ただし、債権回収業者へ委託しても、報酬額の支払に見合うだけの成果を得られなければ、経済的に回収業務を進めているとはいえない。そのため、委託に伴う成果を每期モニタリングすることで、回収状況を把握し、回収効率の悪い債権回収業者へは契約更新の有無を検討する必要がある。

II 金融・経営支援関連施策（愛知県信用保証協会）

1. 団体の概要

信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から設立の許可を受け設立された法人であり、中小企業者等が銀行その他から貸付等を受ける際にその債務につ

き保証を実施することにより中小企業者等の金融の円滑化を図り、その健全な発展に寄与することを目的としている。

他信用保証協会（主要都市（中小企業数 20 万社以上の都道府県））との比較を行った結果、県信用保証協会の基本財産、基金準備金及び収支差額変動準備金の資産全体に占める割合は、52%、49%及び 17%であり、他信用保証協会に比して高い水準にある。基本財産の一部である基金準備金は、収支差額変動準備金とともに、過去の収支差額の蓄積であるため、これまでの経営成績が反映されているといえる。同協会は 66%であり、これら都市間では飛び抜けて充実しているといえる。

2. 県信用保証協会における保証及び管理について

平成 24 年度保証承諾リスト（全 22,572 件）のうち事故受付等があるものの中から 24 件、平成 24 年度において県が損失補償を実施したもの（全 904 件）の中から 44 件を抽出し、その保証先（全 68 件）に係る保証稟議関連書類を閲覧したところ、次の 21 の事例が確認された。

- 1) 信用保証の依頼書における金融機関の所見
- 2) 信用保証の申込書に添付された事業計画
- 3) 信用保証の依頼書の将来の見通しに関する記載
- 4) 情報の記載漏れ
- 5) 信用保証の取上げ理由
- 6) 事業の見通し
- 7) 担保の評価
- 8) 審査関連システムの活用
- 9) 代表者への貸付金
- 10) 開業後の経営状況の把握
- 11) 開業後の資金トレース及び経営状況の把握
- 12) 資金計画等
- 13) 信用保証の稟議書に添付された資料の十分な検討
- 14) 資金計画の対象期間
- 15) 事故原因の究明
- 16) 財務に関する資料の不存在
- 17) 資金計画等の未入手
- 18) 事業計画での売上急増計画
- 19) 債務者の非事業性負債の把握
- 20) 事業計画の業績見込み
- 21) 担保評価の妥当性

以上の1) から21) の事例に関する意見を、以下の①から⑦に記載する。県は①から⑦の意見を踏まえ、損失補償契約の履行上、県信用保証協会の保証態勢に関するモニタリングの一層の充実・強化を図ることが必要である。

① 資金使途の確認について（意見）

資金が本来の目的に使用されていないことが判明した場合あるいは疑わしい場合には、適切な意思決定機関において対応方法を検討する態勢を整備することが必要である。

② 実質的な審査の実施について（意見）

融資先企業の財政状態・経営成績をどのように判断したのか明確でない事例や金融機関の所見の妥当性の検証が十分とは思えない事例などがあった。

実質的な審査を行うことは、保証した資金が制度融資の本来の目的に則って、有効に活用され、保証先が破綻することなく成長する助けとなる。仮に実質的な審査の結果、審査基準を満たさない状況があれば、様々な連携を模索してコンサルタント機能を発揮し、審査基準を満たすよう支援することが望ましい。

③ 事業計画の実現可能性の検証について（意見）

事業計画の中には実現困難と思われるものや根拠が明確でないものもあり、十分に検証しているとはいえない事例があった。事業計画をそのまま受入れるのではなく、その実現可能性について十分な検証を行うことが必要である。

④ 創業資金保証先等へのコンサルティング機能の発揮について（意見）

創業資金を保証した場合、計画の実効可能性については極めて不確実性が高いと思われるが、経営計画の進捗状況についての的確に把握し、コンサルティング機能を発揮して、産業振興に寄与すべきである。また、融資が有効に活用され、産業振興に役立つためには、地域に密着した専門家に常時モニタリングしてもらうことが有用であると考えられる。よって、例えば県と密接な関係のある商工会・商工会議所の経営指導員の積極的な活用について検討することを提案する。

⑤ 個人事業主の非事業性負債の把握について（意見）

個人事業主の場合には、事業性負債と非事業性負債は実質的には同一視できると考えられる。事業性以外の負債も事故発生の原因になりうると思われるため、審査の段階において可能な限り把握するように努めていただきたい。

⑥ 事故発生時の原因究明について（意見）

事故に至るまでの経緯がはっきりしない案件があった。今後の与信管理に役立つノウハウを蓄積するため、事故発生の原因を可能な限り究明することが望ましい。

⑦ 担保の評価について（意見）

県信用保証協会は経営が思わしくない企業に対して保証を行うことから、担保権を行使する可能性が一般の金融機関よりも高いと考えられる。よって、担保評価の正確性を検証するため、担保の評価額とその処分価額についてデータを蓄積することを検討いただきたい。

Ⅲ 金融・経営支援関連施策（公益財団法人あいち産業振興機構）

1. 団体の概要

県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動の取り組み、国際化への対応等を総合的に支援し、もって経済・産業の発展に寄与すること、また、県内の特定鉱害を計画的に復旧し、その有効な利用・保全に寄与することを目的とする。（以下、当団体を「機構」という。）

2. 設備資金貸付事業及び設備貸与事業について

① 債務者の経営状態の継続的確認手段について（意見）

機構は、債務者に対して、償還期間中の決算期ごとに設備資金対象利用状況報告書（設備貸与の場合は、設備貸与対象利用状況報告書）を提出させて、企業の経営状況、貸付設備及び連帯保証人等の状況把握を行っている。また、直近の売上高が20%以上減少している企業及び貸付残高（又は貸与残高）が30,000千円以上の企業に対しては、当該報告書以外に、決算書を提出させている。

ただし、現状の原則的な確認方法は、債務者からの自己申告による当該報告書への記載の確認であり、決算書、申告書等の外部提出証憑の提出は、上述の要件に該当する場合に限られており、該当する企業に対する残高の全体に占める割合はごく一部であることから、決算書等から得られる情報を元にした財務指標分析等によって適切な経営状況を把握し得る範囲は十分でないと考えられる。

そのため、原則全ての企業に対して最低でも毎年一回は、決算書、申告書等の外部提出証憑を提出させ、可能な限り決算書等から得られる情報を元に財務指標分析等を行い、債務者の適切な経営状況の継続的な把握に努めていただきたい。

② 設備資金貸付事業における事後指導報告書の入手について（意見）

平成 22 年度設備資金受付確認表を閲覧したところ、平成 22 年度に貸付が決定した 70 件のうち、事後指導実績が空欄の案件が 19 件あり、設備資金貸付事後指導報告書は未入手であった。機構が商工会等に問い合わせたところ、19 件全てで事後指導は実施済みとのことであったが、うち 6 件は平成 23 年に実施されていた。事後指導の実施後、相当の期間が経過しているにもかかわらず、設備資金貸付事後指導報告書が入手されていない。

機構は、事後指導実施後に速やかに設備資金貸付事後指導報告書入手し、必要に応じて貸付先を指導していくことが必要である。設備資金貸付事後指導報告書を速やかに提出するよう、商工会等に要請するよう努められたい。

③ 設備資金貸付事業における事後指導のより一層の充実について（意見）

設備資金貸付制度を利用している企業の中には業績が上がっていない企業もあるため、継続的な指導を行っていく必要性は高いと思われる。この点につき、付加価値の前期比がマイナスあるいは横ばいとなっている企業をサンプルとして抽出し、事後指導の内容を閲覧したところ、それぞれ有効な指導内容であると考えられたが、機構自身も各種の経営支援のメニューを有しているため、当該支援を活用するように勧めることも効果的と考える。

機構は機構内の各部署及び商工会等との連携をより一層強化し、機構の優れた経営支援メニューを企業に活用してもらえよう、より PR に努めていただきたい。

④ 設備貸与事業における事後診断助言の実施体制の構築について（意見）

機構は事後診断助言の対象企業を選定するにあたり、貸与先企業の希望を参照している。また、機構は、貸与審査時のランク等に基づき候補先を毎年度検討しており、平成 24 年度の場合、審査時のランクが低い先として 18 件、貸与残高が一定額以上で業績が悪化している企業として 23 件などが候補先として検討されている。

しかし、このように事後診断に対するニーズや必要性があり、機構側の仕組みも整っているにもかかわらず、平成 24 年度に実施された事後診断助言は 6 件にとどまっている。その理由は、予算上の制約や人員体制の問題からとのことであった。

機構においては、事後診断助言の増加に耐えられる体制を構築し、制度を十分に活用できるよう努めていただきたい。

3. 受発注企業情報収集提供について

【 受発注企業情報収集提供事業のあり方について（意見） 】

ここ数年での発注企業の新規登録企業数は減少傾向にある。受注企業は製造業のみに限ってみても県内には 20,000 社程度の中小企業が存在する（個人事業主等）

用な技術を所有する事業者もカウントすればもっと多くの事業者が存在しているものと想定される。)が、現在は1/4程度の登録数となっている。

ここで、県内の中小企業が発注企業と商談し受注に至るために機構としてできることは、如何に発注企業側のニーズに十分に応えられるように多くの県内中小企業を用意できるかにかかっているとと言っても良い。しかしながら、ここ数年の登録数に見られるように全体で1/4程度もしくはそれ未満の登録数かつ年間10件程度の増加では、今後の受注件数を伸ばすうえでは十分とはいえない。

県内中小企業の取引拡大のためにはあっせん件数の増加が必要なため、登録企業者を増加するような方策を分析・実施する必要がある。

4. 県内商談会について

【 県内商談会のあり方について（意見） 】

航空宇宙シンポジウム2012は、中部航空宇宙産業技術センターとの共催によるものであり、中部地区の関連技術を持った企業に広く参加してもらう意図から、必ずしも参加者を県内の中小企業に限定することができないという性格を有する。

また、平成24年度に至っては商談成立件数が1件となっており、発注企業、受注企業ともに県外の事業者である。

当該事業の本来の目的に照らせば、県内の中小企業者へ取引のあっせん場を提供し、県の経済活性化を図ることが目的であるが、少なくとも平成24年度に限っていえばその目的が十分に達成されているとは言い難い状況にあるといえる。

航空宇宙シンポジウムについて、今後も継続して商談会を実施するのであれば、少なくとも受注企業を県内の中小企業に限定するか、もしくは、このように事業の効果が薄ければ廃止を検討することが望ましい。

5. 創業プラザの運営について

【 創業準備スペースのあり方・改善について（意見） 】

もともとは創業準備スペース利用促進の方策として、あいち創業道場を開催したという経緯はあるものの、現在ではあいち創業道場を受講するために創業準備スペースの入居申込みが行われているケースが多い。そのため、創業準備スペースの入居が常に埋まっており、一見すると創業準備スペースの利用率が相当高いという印象を受けるが、実際にはまだまだ利用率は低い状況であり、休日等の利用時間の拡大なども検討すべきであると考えられる。また、場合によってはあいち創業道場の受講者に創業準備スペースの入居申込みを必須とする要件を見直すことも、選択肢の1つとして検討いただきたい。

6. あいち情報ステーションの運営について

【 あいち情報ステーションの改善について（意見） 】

アンケートにもあるように、古いVHSビデオが多く、DVD等の他の媒体への変更が望まれる。また、現在のあいち情報ステーションは、愛知県産業労働センター（ウインクあいち）の14階という高層階にあり、これまでの場所（愛知県産業貿易館本館の1階）と比べて必ずしも利用しやすい場所とはいえないが、利用増を図るため、Eラーニング活用等の検討を行う必要がある。

7. 海外ビジネスハンズオン支援事業について

【 国際ビジネスハンズオン支援について（意見） 】

支援/申込みが、平成24年度：3件/7件、平成25年度：3件/5件しかなく、明らかに募集企業数に対して応募企業が少ない。機構担当者によれば、申込件数が少ないことの原因としては、当該事業は長期に継続的な支援を行うことで具体的な成果に結び付けていくことを目的としており、応募企業には海外展開への取組みに高い熟度が求められるためではないかとのことであった。応募企業が少ないと、より適切な会社を選定できなかった可能性も残ってしまうため、制度の導入初期段階であることを踏まえても、応募企業を増やすための方策を検討することが望まれる。

8. 経営活性化診断について

【 経営活性化診断のあり方について（意見） 】

直近3年の実績は1件のみであり、診断受診者は愛知県下の一部事務組合である。当該事業は機構のホームページで公開されているが、問合せ件数も2件～3件と少なく、その一部事務組合も県からの紹介により受診に至っている。このような件数の低さは、この事業が機構の自主事業であり、全額受診企業（団体）の費用負担で実施することから、同じ目的で実施している専門家派遣事業（県2/3負担）に比べて割高感があるのではないかと推測される。

また、近年では、中小企業の受診申込みがほとんどなく、非営利団体のみの受診となっており、本来の中小企業支援事業の趣旨に合致しなくなっているのではないかとと思われる。中小企業の経営面の育成を目的としてこの事業を継続して行くのであれば、どのような経営改善・再生支援を中小企業が欲しているのか、十分に分析をした上でコンテンツの見直しを図るという方策が考えられる。

診断についてのコンテンツや料金を見直し、もしくは補助事業へ切り替えるなどの分析を行い、中小企業の需要にマッチするような事業の変更を行うか、あるいは、事業の廃止を視野に入れて検討することが望ましい。

9. 資産の管理状況について

【 簿外資産の管理状況について（意見） 】

PCの現物実査を行ったところ、賃貸借処理を行っているものやリース後買い取ったものについてはリスト等を用いた管理がされていなかった。業務で主に使用されているのは資産計上されているPCということであるが、今後予備のPCにおいても業務で使用される可能性はあることから、盗難や情報の流出を防ぐために管理簿等を作成し、定期的な現物実査を行うことが求められる。

10. あいち中小企業応援ファンドの助成金について

【 助成対象経費について（意見） 】

助成対象経費のうち、補助対象事業にかかる出張手当は中小企業等の規程に従っていれば認められることとなっている。しかし、この費用は企業によって大きく異なることがあるため、上限を設けるなどして助成金が過大に交付されることを防止することが求められる。

IV 商業流通・観光推進関連施策（県産業労働部）

1. 商業団体等事業費補助金について

① 補助金の効果測定について（意見）

当該補助金の交付先である商店街は、地域住民の生活の向上と地域経済の発展という観点からも重要な役割を果たしていく義務があると考えられるため、その効果を適切に測定し、効果の程度によっては廃止も含めて検討する必要がある。補助金の効果をより明確に測定するには補助実施件数のようなアウトプット指標ではなく、補助事業実施後の商店街の活性化の程度を測れるようなアウトカム指標を設定することが望ましい。商業団体等事業費補助金におけるアウトカム指標を一律に設定することは困難であるが、補助対象事業前後の平常時における、商店街に所属する各商店の売上高のような指標・視点も参考にしていきたい。

また、毎年度行われるイベント事業等については毎回の効果を測定して一律に継続の可否を判断することは困難であると考えられるが、例えば5年ごとの長期的なトレンドの改善目標を設定するなどの方法も検討することが望ましい。

② 交付決定における審査について（意見）

当該補助金の交付にあたり、現状では提出資料と口頭による確認のみで決定がなされている。しかし、補助金は効果が認められる事業にのみ交付すべきであるため、形式的に交付要綱に従っているという点のみでなく、実質的な有効性をも評価した

うえで交付を決定することが求められる。

なお、毎年効果の得られない事業に補助金を投入することを防ぐため、継続事業については、前年度評価や改善案を踏まえた上で効果が認められるかどうかの判断を行うことが望ましい。

よって、当該補助金の交付決定の審査項目には、交付要綱に従っているかという点に加え、前年度評価や改善案を踏まえた有効性の判断指標すなわちアウトカム指標を加えることを検討いただきたい。

③ 補助金交付の公平性について（意見）

現状、商業団体等事業費補助金については、商店街の規模や集客力、地域の特性等に係わらず、概ね一律の補助率でもって交付することが公平であるとし実施している。

しかしながら、商店街を活性化するためのひとつの重要な論点の1つとして、商店街の類型化の検討が考えられる。というのも、商店街と一纏めにいっても、様々な地域に、様々な背景で、様々な商店街が生成しているからである。

具体的に商圈別で考えると、日常生活圏の集客を対象とした近隣型、日常生活圏を超えて集客しうる広域型、さらに広い範囲から集客しうる超広域型に大きく分かれる。

しかし、現状では当該交付要綱によると、近隣型の商店街と広域型の商店街が催す同じようなイベントについて、同じような補助がされることとなり、逆に公平性を欠くともいえる。①で述べたような補助金の効果の測定も、類型化された商店街別に設定して運用することも有効な手法と考えられる。

よって、商店街を類型化し、類型化された商店街別に補助率を設定して運用することも選択肢の1つとして検討いただきたい。

④ 商店街が行う事業と NPO 法人等他団体との連携（意見）

このような補助金は毎年同じイベントに対して交付し続けるべき性質のものではなく、中長期的には補助金や助成金に多くを頼らない商店街運営の実現が望まれる。全国的にはいくつかの商店街において、このような活動を支援するボランティア団体や NPO 法人、学校の取組みが活発に行われている。

よって、県においては①で述べたような効果の測定を行った上で、商業団体等事業費補助金の毎年の効果が薄いと判定されるようなものは、できる限り各商店街の自助努力を促し、ボランティア団体や NPO 法人、学校等との連携を深めていくよう長期的な視点で指導していくことが望まれる。

また、NPO 法人や学校などの団体と商店街団体との連携により、例えば、地域課題への対応や地域特性を生かした事業を公募し、特に優秀な提案を行った団体に対し

て、事業実施に必要な経費への財政支援を行う等の補助の方法についても検討いただきたい。

⑤ 愛知県商店街振興組合連合会、名古屋市商店街振興組合連合会に対する補助金について（意見）

愛商連等に対しては、人件費や賃借料が補助対象経費に含まれるなど、運営補助の役割を持つ補助金が交付されている。2 団体に対する交付額は他の商業団体等への補助金と比較して多額である。

商店街は、単に商品やサービスを提供する場ではなく、高齢者や子育て家族に対する支援や防災・防犯、環境保全などを行う「地域コミュニティの担い手」として地域社会に必要不可欠な存在であると県は認識している。愛商連等の活動の低下と商店街の更なる衰退は全力で阻止しなければならないという県の考えは理解できる。

しかし、当該補助金の効果の測定については他の商業団体等事業費補助金と同様に適切な評価がされておらず、その効果が不明確である。よって、県は有効な効果測定指標を設定するよう努めていただきたい。そして、有効な効果測定が不可能ならば、愛商連等に対し、経費の削減や減少する会費に代わる代替収入の模索等、経営改善努力を促し、当該補助金を段階的に縮小もしくは廃止も視野に入れた検討をすることが望まれる。

⑥ 商店街等で行われるイベント（祭り）への補助対象について（意見）

A 組合の実施した祭りについてはタレント出演料が補助対象外経費とされているのに対し、別の B 商工会の開催した祭りではタレント出演料は補助対象経費とされていた。

これは、前者が要綱に記載されている〈共同事業〉のうち（2）販売促進に寄与する中小商業・サービス業者等の共同事業であり、後者の該当する（1）商店街コミュニティ活性化事業と比較すると、催事に係るタレント出演の直接的な関係性が認められないからという県からの説明を受けた。

しかし、このような判断は極めて曖昧であり、要綱にも明示的な記載がない。平成 25 年度からはすでにコミュニティ活性化事業に一本化され解消済みではあるが、今後の交付要綱の改正では不明瞭な取り扱いとならないよう十分注意していただきたい。

⑦ 地域コミュニティの活性化について（意見）

コミュニティ共同事業として商店街活性化を目的とするイルミネーション装飾 3 千 2 百万円に、また、販売促進共同事業である年末年始の大売出し装飾 1 百万円の合計 3 千 3 百万円に対して、1 百万円程度の補助金が交付されている。

祭りや催し物に単純に補助するのではなく、商店街の地域コミュニティとしての役割を高める観点から、商店街マネージャー補助金等、地域活性化プログラム一体として、商業団体等事業費補助金も支給されるべきである。

イルミネーション装飾が集客や販売促進に与える効果は限定的で一過性のものであり、商店街等の継続性に貢献する度合には疑問が残る。また、このような事業への補助金はその効果の測定も難しく、ややもすれば何ら改善されないまま毎年同じ額の補助金が交付され続けることにもなりかねない。したがって、例えば、子育て支援や地域貢献活動、防災関連活動等、地域の需要を取り込んだ、地域コミュニティを直接活性化するような事業への補助を検討いただきたい。

2. げんき商店街推進事業費補助金について

① 補助金の有効性評価について（意見）

事務事業評価調書によると、当該補助金の有効性評価の指標が、本補助金を使用した市町村数となっている。これは目的の達成に資するかどうかが不明であるため、適切な評価を行うことが求められる。また、各商店街の補助事業実績書によると、商店街独自に目標と実績の比較が行われており、歩行者通行量、クーポン利用枚数、参加事業者へのアンケート結果等の目標数値と実績の比較等、様々な方法により事業効果の測定を行っている。効果の測定では、目標設定の適切性と、実績値の正確性が重要であると考えられるが、各商店街独自の方法によると、これらの適切性が不明である。また、イベント時のみでなく、持続的な効果を得られているかどうかについても把握する必要がある。

したがって、県は適切な目標設定方法を提案し、実績の把握を行うなどの対応が必要である。また、補助事業を長期的な視点から育成するためには、補助金交付年度以降も補助金の効果をモニタリングし、必要な指導等の追加的施策を検討することが望ましい。

② 商業団体等事業費補助金との相違について（意見）

当該補助金の中には商店街のイルミネーション事業に対する補助金がある。一方、商業団体等事業費補助金においても同様の性質と見られるイルミネーション事業に対する補助金が存在する。商業団体等事業費補助金については、イルミネーションがメインであり、補助対象経費のほとんどがイルミネーションにかかる費用であるのに対し、げんき商店街推進事業費補助金については、イルミネーションと合わせてクーポンの配布や学生等による製作物の展示、伝統工芸体験事業等、消費につなげる工夫、市民を巻き込む工夫がされている印象を受ける。しかし、両者は同じような祭りやイルミネーション等のイベントに対する補助を行っており、重複している部分も多い。また、商店街にのみ追加的な補助金を交付することによる事業効果

が適切に把握できていない。

これらの補助金は直接各団体に交付するのか、市町村を通じて交付するのかの運用面での違いがあり、直ちに一本化することは難しい面があるが、今後はげんき商店街推進事業費補助金における審査会と同様に、商業団体等事業費補助金においても、消費につなげる工夫、市民を巻き込む工夫に重点を置くことを検討いただきたい。

3. 愛知県商店街振興組合連合会事業費補助金について

【 補助金の有効性評価について（意見） 】

事務事業評価調書によると、当該補助金における有効性評価の指標は商店街の指導件数となっている。これでは商業団体等事業費補助金と同様に、目的の達成に資するかどうか不明確であるため、適切な評価を行うことが求められる。また、当該補助金の補助率は10/10となっている。平成17年度まで国と県で10/10の補助を行っていたが、平成18年度から国の補助金が廃止され、一定割合が県に財源移譲されたため、県単独で10/10の補助率としているとのことであるが、高い補助率で交付する必要があるかどうかの判断材料としても、適切な評価を行うことが必要である。よって、有効なアウトカム指標を設定することが求められる。

4. 観光施設費等補助金について

① 交付申請時の予想利用者数に対する実績の把握について（意見）

当該補助金の交付申請時において、申請者である市町村等は「地区利用状況調書」に過去5年間（当該年度を含む）及び5年後の予想利用者数を記載し提出することが求められている。これはあくまで見込値であるため、実際の事業効果の測定には、利用者数の実績の把握が必要である。

しかし、交付から5年後の利用者数の実績について把握することは要綱上定められておらず、実際にも、県は交付先の市町村等に照会し把握することをしていない。これでは、実際の事業効果を測定できないため、どれだけ各地域の観光振興に役立ってきたのかといった検証ができず、また、経済社会情勢に合った観光振興のニーズの把握もできないものと考えられる。

よって、過年度補助金交付先の市町村等に照会して利用者数の実績を把握して予想値と比較し、実際の事業効果を検証することが適切である。

② 効果の測定に係る業務実績の報告方法について（指摘）

平成17年度における包括外部監査報告書に対して県は措置を行っている。しかし、当初の監査結果及び意見において求めていた必要な措置は、実績報告書に実績観客数と予想観客数を比較できるようにし、もって実質的な補助金の効果測定を可能と

することであったものと考えられるが、平成 24 年度の観光展への補助金に係る書類全件（3 件）を閲覧したところ、担当者の認識不足により、改正前の古い様式が使用されており、実質的な効果測定がなされていないものが 1 件あった。よって県は、様式の改正について、実質的な補助金の効果測定を行うという趣旨とあわせて周知徹底する必要がある。また、具体的な活動指標としての展示・PR コーナーの来店数についても、あわせて申請時及び実績報告時に目標と実績を比較できるように報告を受け、実態を把握する必要がある。

5. 犬山国際ユースホステル管理運営委託費について

① 施設の位置づけについて（意見）

当該施設は「行革大綱にかかる重点改革プログラム」（平成 23 年 12 月）を受けて、現在、地元である犬山市への移管に向けて、同市と調整を行っている。

当該施設の和室・洋室の仕様は一般的なホテルや旅館と遜色なく、実際に宿泊された利用者へのアンケート結果を見ると、6 割の方が「安い」と回答している。民間と遜色ない宿泊施設を公共が安価で運営することは、民業圧迫の側面があり、国や地方自治体の財政の持続可能性への信頼が揺らいでいる現在の社会経済情勢に照らし、本来望ましくない。また、平成 7 年のリニューアルから平成 24 年度末で 18 年が経過しているが、一貫して県内在住者による利用が多いのが実態である。直近 10 年間の外国人宿泊者数の推移をみても、一進一退の状況であり、国際観光、国際交流の促進という目的において芳しい成果は出ていない。

犬山市では当該施設と隣接する国際交流村（犬山市が運営する施設）と一体で公共性のあるニーズを取り込んだ事業展開の可能性を検討しているとのことであるが、県としては、犬山市への移管の実現可能性がなくなった場合には、民間への譲渡又は廃止を検討することが適切であると考えられる。

② 人件費の見直しについて（意見）

当該施設の利用者数及び利用料収入は、低迷状態が続いている。直近の指定管理者（平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間）である愛知県観光協会の「観光施設管理運営特別会計」においては、実質的には 2 期連続で赤字が発生しているものといえる。よって、今後において、現行の県における指定管理料程度の公費負担で済むのか否かが懸念されるが、収支状況を科目別に分析すると、損失計上の要因は、人件費の単価が、正職員 4 名であることからすると高額であることから、この部分における合理化の余地は大きいものと考えられる。

よって県は、指定管理者が計画的かつ継続的に人件費の見直しを行い、収支状況及び財政状態を改善させるよう指導することが適切と考えられる。

V 産業振興・科学技術関連施策（県産業労働部）

1. 愛知県技術開発交流センター費について

【 共同研究室の利用について（意見） 】

企業訪問時に PR するなどの利用促進活動を行った結果、平成 23 年度以降は利用率 100%となっている。応募者多数の場合は、共同研究の内容を審査し、利用の必要性で判断するとのことであるが、実際には、応募者の順に審査を行い、問題がなければ応募の順に共同研究室の利用者が決定されているとのことである。また、一旦、利用許可申請が承認され共同研究室の利用者になると、利用期間に上限がないため、希望する限り共同研究室の継続利用が可能になるとのことである。

利用者が希望する限り、共同研究室の継続利用が可能であることは、公共の財産であるはずの共同研究室を独占的に利用することになり公平性を害することになる。他のインキュベータ施設では利用可能な年限が 2 年～5 年程度に定められている。

また、現在、共同研究室を利用している 5 社のうち 3 社が大企業であり、現在の利用者で固定されることは、当該センターの目的である中小企業の技術交流、研究開発、人材育成を支援することに適ったものではないと考える。

共同研究室の利用できる期間の上限を定めるとともに、この期間の終了に合わせて、新規利用者を募集することにより、特定のものに限らず、より多くのものが利用できるように検討いただきたい。

2. ドームやきものワールド開催費負担金について

【 少額の負担金について（意見） 】

当該負担金は、ドームやきものワールドの総事業費、191,766 千円（予算）に対し 728 千円であり、総事業費の 0.38%に過ぎない。当該負担金について、支出を行わなかった場合のドームやきものワールドの開催への影響を検討すると、収入に占める割合が極めて低いこと、当初 5,000 千円の負担であったものを、毎年度減額し続け、当初の 15%程度に減額されても開催されていることを勘案すると、当該負担金を廃止しても、ドームやきものワールド開催への影響はほとんどないと考えられる。

担当者からは陶磁器産業を重要な産業として支援している県の立場からは、負担金を急激に減額することは、県の窯業振興策の後退につながるとの主張もされたが、県が負担金により経済的支援を行う時期は終り、県にしかできない開会式での県幹部の挨拶を行うこと等を継続することが、県が果たすべき役割と考える。それでも主催者として負担金を支出する必要があるということであれば、県が負担しなければならない最低の金額を合理的に算定したうえで、負担金を支出すべきである。

3. 産業空洞化対策減税基金について

① 新あいち創造産業立地補助金 A タイプの制度設計について（意見）

新あいち創造産業立地補助金の A タイプは、中小企業の場合は間接補助金の形式を採用し、大企業の場合は直接補助金の形式ではあるが、市町村の支援額同額を支援する仕組みであり、実質的には間接補助金と同様である。

担当者によると、間接補助金方式を採用している理由は、企業誘致のインセンティブを確保するため及び企業の振興は市町村の責務でもあるためとのことであるが、その結果、市町村に補助金が整備されていないと企業は補助金を受けることができない。

本報告書執筆時点（2013年9月24日）では、愛知県の市町村のうち、Aタイプに対応する補助金制度を設けている市町村は54市町村のうち27市町村にとどまっている。当然すべての市町村に制度の整備を求めることは現実的ではないが、潜在的なニーズはあると考えられる。県の政策として取り組む以上、市町村間の整備の良否による不利益を企業に負わせることは、補助金設置の趣旨に鑑みて合理的でないと考えられる。引き続き各市町村との連携を強化して状況を打開する必要があるものとする。また、この不利益は、間接補助金としていることから発生する弊害であるため、直接補助金とすることも有用であると考えられる。

② 県ホームページにおける市町村優遇制度の適時の更新について（指摘）

大府市、知立市等8市町村については、各市のホームページには愛知県の補助制度に対応する、補助金を設置している旨の記述があるにもかかわらず、県のホームページには優遇制度のない市町村として記載されている。

この点、市町村の補助金制度を整備しても、愛知県のホームページ上に情報が記載されていなければ、事業者は申請を見送るケースが想定される。また、市町村の該当ホームページについても、容易に検索可能とはいえ、情報提供という点で、不足しているといわざるを得ない。例えば、市町村ウェブサイトの該当箇所と相互リンクを義務付けるなど、利用者の利便性を考慮した運営が必要である。

したがって、市町村と連携し、タイムリーに更新する仕組みを構築していただきたい。

③ 審査過程の調書への記載について（意見）

第1回の審査会議において、A社の将来計画における、今後の年間売上・経常利益目標について、申請書類及び審査書類には既存事業・新規事業の5年間の数値を記載するのみで、何ら具体的な方策の記述がなく実現可能性が見えなかった。既存事業製品の売上が減少する一方で、新規事業製品の売上向上による成長を見込んでいるが、審査委員の指摘のとおり、新規製品に関する説明が不足している。

担当者によれば、審査会時に A 社に口頭による確認を行い、内容を事務局から説明することで審査委員の了解は得られたとのことである。また、当該審査会は第 1 回の審査会であるため、提出書類作成に係る指示が不十分であった可能性があるが、この案件を受けて、企業に求める詳細な事業内容、将来計画の記載例を作成し配付することで、第 2 回の審査以降は改善されているとのことであった。

ただし、本補助金は書面審査により行われているため、審査調書へ審査過程の詳細な記録が求められる。そのため前述の口頭による確認についても、審査調書又は議事録等の書面に記載すべきである。

④ 審査過程で財務内容の検討が不十分な点について（意見）

審査の過程で、過去 2 事業年度分の財務諸表の提出を求め、自己資本比率・流動比率・売上高対営業利益率・投資額対繰越利益剰余金比率の 4 指標により財務内容の検討を行っているが、あくまで参考資料との扱いにとどめられ、積極的な検討材料とはされていない。本助成金については、永続的な企業活動による当地の雇用促進等を目的としていることから、当初の条件どおりの事業継続を前提として行う性格のものであり、助成先の経営の健全性は重要となる。

審査調書の検討過程で、財務状況に不安があるにもかかわらず、認定に至った理由の記載が十分ではないと思われるものがあつた。財務状況に不安があることをもって直ちに助成対象から外すべきとはいえないが、認定に至った理由について十分な記載がなされた調書又は議事録を残すべきである。

⑤ 補助金支出後のモニタリングについて（意見）

補助金のモニタリング状況について、担当者への質問を行ったところ、現地での補助対象資産の有無の確認、及び雇用者数の動向等の確認による投資効果の測定を行っているとのことである。雇用者数の維持、増加を、補助金交付要件としている場合、その要件を達成しているかどうかをモニタリングすることは不可欠であり、この点について実施されていることは評価する。

ただし、財務数値のモニタリングは売上実績の把握に留まっており、補助金の効果測定という観点からは、検討が十分でないと思われる。

少なくとも損益計算書、貸借対照表等の財務諸表を入手し、経年で業績等をモニタリングすることで、補助金支出の効果を測定することを検討いただきたい。

⑥ 補助金の額の決定方法について（意見）

内示された補助対象経費を上限として、補助事業に要する経費に一定の補助率(要綱)を乗じて補助金額が算定される。

しかしながら、内示された補助金は、大企業を例にすると、公募申請時の補助事

業に要する経費×補助率(要綱)1/2×交付率1/2で算定されていることから、内示の段階での実質的な補助率は1/4であるが、交付決定、確定の際に、補助事業に要する経費を、内示された補助対象経費まで減額した場合、補助金＝補助事業に対する経費×補助率(要綱)1/2と算定されることから、この場合の補助率は1/2となる。すなわち、公募申請時よりも補助事業の規模を縮小しても補助金額を維持することが可能であり、また縮小することにより補助率が高くなることになる。このように補助対象事業に要する経費に対する実際の補助率は、公募申請時の計画どおり実施した場合の実際の補助率＝補助率(要綱)×交付率から、内示後に補助事業に要する経費を減額することにより、実際の補助率＝補助率(要綱)となったケースが多くあり、補助事業全55件中29件がこれに該当した。

限られた財源をより広く公平に交付するよう配慮していることは十分理解できるが、当初研究開発経費を不当に高く申請することにより補助金額を増額するような状況の生じないように十分対応することが望まれる。

4. あいちベンチャーハウス管理運営委託費について

① 事業の有効性評価に係る指標について（意見）

県は、IT産業におけるインキュベーションに取り組むことで、企業集積を目指している。当施設においてはITベンチャー企業の事業立ち上げ期における事業活動をソフト・ハード両面から総合的に支援することを目的とし、事務事業評価における有効性の指標としては入居企業の売上高増加率に基づく数値を掲げている。

上記目的を達成するため、当施設では大局的に入居者支援業務と入居者支援付帯業務を実施している。入居者支援業務については、平成24年度において売上高増加率が10%以上の入居企業の割合が50%超となっており良好な結果であるといえる。一方で、平成24年度の入居率は90%代後半で推移しているものの、直近の平成25年10月期は入居募集6室について、3社の入居にとどまっている。施設の効率的な利用を図る上で、今後、入居者支援付帯業務として、施設の広報・PR活動や入居者の募集活動により重点を置く必要がある。

また、従来の入居者支援付帯業務により力を入れていく一方で、入居者以外に対しても相談窓口等を設けて門戸を開放することが望まれる。当該事業がインキュベーション対象の拡大に寄与しているかどうかの有効性を測る指標として、入居希望者数、入居率等を取り入れることを検討いただきたい。

② 入居者の選定基準について（意見）

「あいちベンチャーハウス入居者募集要項」によると、すでに他の場所に本社機能がある法人・個人が、支店や製作場所として使用することは認められず、主たる事業所とすることを要件としている。

平成 24 年 6 月度の実績において、出勤率が 10%となっている入居企業があった。これは東京中心に営業活動を行っていることに起因しているが、入居要件としてあいちベンチャーハウスを主たる事業所とするとした趣旨から外れるものである。平成 25 年度に当該企業は退去済みであり、他の入居企業に同様の事例は見受けられず、また、新規入居者の選考に際しても同じ状況が生じないように留意されているとのことであるが、今後も引き続き適切な対応が望まれる。

また、IT に係るビジネス・インキュベーションは、最終的には地域経済の活性化を目的としている。ベンチャー企業の創造性を阻害しないように配慮しながら、入居企業の選定基準のポイントとして、当地域への定着を誘導していくという視点を取り入れていくことは重要である。「当地域への将来を含めた貢献度」等の項目を加点の 1 つとすることを検討いただきたい。

5. 航空宇宙産業振興事業費について

【 事業の有効性評価に係る指標について（意見） 】

航空機産業は非常に有望な市場であるが、我が国の航空機生産額は、欧米に大きく水をあけられている。

日本の航空機産業は、その市場の有望性においても技術的なポテンシャルの面でも発展可能性は高く、その中でも全国一の航空機産業の集積を誇る愛知、岐阜地域は、日本の航空機産業をけん引する役目にある。また、平成 23 年 12 月に、国から「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」として国際戦略総合特区に指定されたように、世界全体の航空機産業との競争に打ち勝つことが期待されている。

以上のような状況を踏まえると、本事業における目標の設定については、中部地域の航空機産業の国内シェアはすでに高い水準にあるため、本事業の目標を日本国内のシェアに置くのではなく、例えば世界シェアや航空機部品生産額の世界順位等、グローバルなポジションを見据えた目標設定をすることが望ましい。

6. 中部航空宇宙技術センター負担金について

【 当センターの事業効率の向上について（意見） 】

当センターの財務状況は、ふるさと雇用再生特別基金事業が平成 23 年度を以て終了し人件費の一般会計における負担率が上昇したことから、平成 24 年度の収支差額がマイナス 6,935 千円となった。平成 25 年度の見込みの収支差額もマイナス 6,363 千円であり、正味財産を近いうちに使い切るおそれがある。

航空機産業は重要であり、産業振興のため負担増加も免れないところではあるが、当センターが行う業務と県が行う他の支出内容とを比較すると重複している部分があり、効率性を上げる余地もあると考える。例えば、当センターでは航空宇宙産業に係るセミナーや講演会が開催されている一方で、県の業務としても航空宇宙産業

振興事業費として同様な事業に対する拠出をしている。

2012年国際航空宇宙展のようにすでに連携実施を実現されている業務もあるように、特に航空機産業については今後施策一体となって取り組まれる必要があるため、各施策間の業務内容を見直し、重複する業務については互換性を勘案してさらに有効な手段を検討することが望ましい。

VI 産業振興・科学技術関連施策（公益財団法人科学技術交流財団）

1. 団体の概要

幅広い研究者の交流を基盤として、科学技術に関する研究交流・共同研究の推進及び研究成果の普及、人材の育成、中小企業への技術開発支援、情報の提供などを産・学・行政の連携と協力により行い、愛知県地域における科学技術研究を活発化させ、新産業の創出を促すことにより、産業活動の発展と生活の質の向上に寄与することを目的としている。（以下、当団体を「財団」という。）

2. 共同研究推進事業について

【 委託費の精算における原始帳票の確認について（意見） 】

採択された研究開発に関連して発生した経費について、財団は共同研究委託費を交付している。委託費の精算に際して、対象となる経費については全件、支出の根拠となる請求書、領収書等の帳票類の写しを受託者から入手して、支出の内容を確認していた。

経費について帳票類により全件確認しているとしても、帳票類は原本ではなく写しであり、必ずしも取引の実在性及びその金額の正確性を担保するものではないため、写しでなく原本により確認することが望まれる。

しかしながら、経費全件について原始帳票類を確認することは、効率性、経済性の観点から実施することが適当でないことも考えられる。その場合であっても、少なくとも一部の経費については抜き取りで原始帳票と照合を行うこと、及びこの検証作業による牽制効果により、財団が負担する経費の実在性、正確性を一定の水準に保つことが望ましい。

3. 研究交流クラブ事業について

【 研究交流クラブの会員数について（意見） 】

会員数は平成11年の924人をピークになだらかに減少して平成22年度には694人となり、平成23年度からは2年連続で微増しているものの平成24年度末に718人に留まっている。財団側の説明によると、会員数減少は経済情勢の悪化により、

法人会員の退会が増加したこと、定年を機に個人会員が退会する傾向があることが原因として挙げられる。会員を増加させるため、入会が見込まれる企業の訪問や、研究会、共同研究等の各事業の参加企業や個人に勧誘を行っており、平成24年度は法人会員、個人会員とも増加し、前年度比12名増となっている。

退会者に対して、アンケート等の退会理由の調査等を行っていないが、退会理由を明確に把握することが会員数増加に必要と考えられる。また、在籍している会員に対し、満足度を高めるため、会員がどのようなものを財団に求めているか、アンケート等により把握し、これに対応することが会員数増加につながると考えられる。

周知を図り会員数の増加を図ることも必要であるが、会員及び潜在的会員が何を求めているか把握し、これに対応することも有効と考える。

4. 技術普及推進事業について

【 分野別研究会への参加者数について（意見） 】

研究会の参加者人数は、1回目の参加者が多く、2回目以降に大幅に減少するものと、当初の人数をほぼ3回目の研究会まで維持している研究会がある。1回目の参加者が多く、2回目以降に大幅に減少する場合、原因の1つとして考えられるのが、申込時に想定していた内容と異なっていたため、2回目以降、欠席していることが考えられる。また、同一の研究会であっても、講師が異なるため、研究会の開催毎に参加者数が増減することが考えられる。いずれにしても、2回目以降出席をしないことは、財団の支出が効果的になされないこと、全3回開催の有料の研究会であり参加者の満足度を低下させることになる。

このため、2回目以降の参加者が大幅に減少しないように、各回の内容、講師等について検討することが望まれる。

5. 固定資産規程の整備について

① 固定資産管理規程の新設について（意見）

従来、財団取得の資産は補助金を財源とするものが大半であったため、補助金支給元である国や県の要請に基づいて提出する書類を作成する過程で必要な業務処理が行われてきた背景があり、固定資産管理規程が無くとも業務運営に支障を来すことがなかった。

しかしながら、このような運用では各部署においてそれぞれの観点で業務が遂行され、財団として必要な手続きが欠落する可能性がある。また、適切な手順で固定資産に係る業務が遂行されていることを組織横断的に俯瞰するという視点が欠落しているため、財団が所管すべき固定資産が漏れたり、或いは、財団が所管すべきものでないものが混入したりするリスクがある。

よって、固定資産規程を整備し、組織全体で体系的に固定資産に係る業務を遂行

する必要がある。

② 現物の一元管理について（意見）

財団が所管する固定資産としては、先述した補助金との関係もあり、財団固有の資産、国や県からの委託を受けて実施する業務において使用する資産、及び無償で貸与され将来的には財団固有の資産となるもの等、事業目的別に資産が切り分けられ管理されている傾向にある。

例えば、文部科学省から受託している知的クラスター創成事業に係る財団所有の固定資産と、県からの委託事業である重点研究プロジェクトに係る取得資産とでは、現物調査の方法が異なっている。

よって、固定資産管理規程を整備し、管理責任を有する資産についてはこれに則って一元的に現物調査が実施されるべきである。

③ 固定資産台帳の区分別整備について（意見）

知的クラスター創成事業においては、研究委託先と業務委託契約を締結し、これに基づいて文部科学省に固定資産取得に係る補助金申請書を提出し、許可された案件について財団名義で当該固定資産を取得する。その後、4年間の研究期間が終了すると、固定資産は研究委託先に譲渡されることになるのであるが、譲渡契約書上、財団の求めに応じて当該固定資産の使用状況を報告する旨の記載がある。

このため、譲渡契約締結による所有権移転後も、財団側で譲渡資産について把握する必要があることから、実際に、すでに譲渡され財団に所有権の無い資産の一部が、譲渡される前の資産と同じ固定資産台帳に計上されている。

譲渡済みであるものの使用状況に係る報告を受ける権利がある固定資産については別途台帳を整備し当該台帳に記録するとともに、通常の財団所有資産の固定資産台帳からは削除するべきである。

④ 固定資産登録のダブルチェックについて（意見）

シンクロトロン光整備事業に係る固定資産については、固定資産を取得後、固定資産台帳に固定資産コード、固定資産名称、資産種類、数量、取得年月日、使用開始日、耐用年数、取得価額等が登録される。また、この際に採番された資産コード及び資産名称を記載したシールが現物に貼付される。さらに年に一度、当該固定資産台帳と現物を突合して現物調査が行われ、体系的に現物管理が遂行されている。

しかしながら、監査の過程で、固定資産台帳を入手するとともに現地を視察し、任意サンプル抽出による現物実査を実施した結果、特殊ガス供給、排気装置（取得価額 7,875,000 円）について、管理台帳の資産コードと現物に貼付された資産コードの不一致が見られた。追加調査を依頼した結果、この他にも台帳と資産現物に貼

付されたシールとの資産コードの不一致が見られた。

固定資産管理を有効に実施するためには、先にも述べた固定資産管理規程の整備とあわせて、固定資産登録の正確性を担保するようにダブルチェック等の業務処理を整備すべきである。

6. あいちシンクロトロン光センター運営事業について

① ビームラインの利用状況について（意見）

シンクロトロン光利用施設は平成25年3月22日に供用が開始されているが、その直近の利用状況について、利用件数を営業日の総シフト件数で除した稼働率でみると45%程度であり、当センターが開所してまだ半年程度であることを踏まえれば、産業利用を目的とする先行施設と比較して遜色ない水準にあるといえる。

しかしながら、当施設は高度計測分析機器を整備しており次世代産業を支える基盤技術として期待を寄せられているナノテク分野において注目され多額の予算が投じられていることを踏まえると、現状の稼働率で満足してはならない。

当センターでもこれまでに利用拡大に向けた利用促進活動を実施しており、平成24年度は産業利用コーディネータを中心とした個別企業の訪問、報告会の実施、シンクロトロン光利用者研究会、展示会への出展を実施してきた。今後の利用促進においては、さらなる利用者の裾野を拡大するため、常に有効な手段を模索し、他の事業や他機関との連携を含めて、広い視野で取り組むことが望ましい。さらに、先行施設のように一般公開イベントの実施やキッズパンフレットを作成する等により、産学関係者のみならず、一般の人々にナノテクノロジーや高度計測技術を身近なものに感じてもらえるように周知することについても検討する必要がある。

② アフターコストが多額に発生する資産の取得等について（意見）

あいちシンクロトロン光センター運営事業（運営費）の委託費として、随意契約によりA社に対して光源装置（シンクロトロン）定期保守点検費用27,930千円を支出している。当該委託契約は、会計処理規程第59条第2項第2号のキ「契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき。」に当たるとして、随意契約によりA社との契約がなされている。

このような技術的な理由等により随意契約によらざるを得ない場合、保守点検費用等のアフターコストも考慮して機種本体の選定を行うことにより、長期的な観点で経済性の確保ができるものとする。そのため、機種選定時に、一定の条件のもとで発生するアフターコストを算定したものを提出を受けて、これらを加味した総合評価方式により機種本体の選定することが望ましいものとする。

今回の定期保守点検の対象であるシンクロトロンの機種選定時の記録を確認したところ、アフターコストについて検討されていなかった。今後は、アフターコスト

に競争性が働かないことが想定されるケースでは、アフターコストについても考慮し、機種選定を行うことが望まれる。

7. 証券等の管理について

【 証券等の現物確認について（意見） 】

担当者が定期預金通帳や取引残高報告書と照合した痕跡は残されていなかった。この点につき担当者にヒアリングしたところ、照合を行っているとの回答を得た。基本財産台帳と取引残高報告書等の金額は一致していることから、担当者による照合は行われていたと思われるが、照合した結果につき、上司の承認を得た上で保存しておくことが望ましい。

8. 金銭の管理について

【 金銭の残高照合について（意見） 】

担当者によれば、現金の動きがあった場合には現金と現金振替票を上司に確認してもらっているとのことであったが、金種票及び現金出納帳には担当者以外が確認している痕跡を発見することはできなかった。現金出納帳には検印の欄も設けられているため、上司等の確認印があることが望ましい。

なお、金種票は廃棄することが多いとのことであった。多額の現金は保有していないことから厳密な管理は必ずしも必要とはいえないが、年度末の金種票については決算の根拠資料として保存することが望ましいと考える。

Ⅶ その他の施策（県産業労働部）

1. 産業労働センター整備・運営事業費について

【 ウィンクあいちの使用料について（意見） 】

ウィンクあいちの行政財産特別使用許可部分における使用料は、現在の近隣のビルの賃料相場と比べて著しく低く、適切な賃料相場との差は、県の産業労働関連支援団体への実質的な補助金として機能していると考えられ、本来の賃貸料はもっと高く設定すべきであると考えられる。また、適切な使用料を収受することで、少しでも県費の節減に寄与することができるとともに、本当に必要な団体にのみ適切な補助金を支払う、あるいは減免を実施することが可能になるともいえる。

ウィンクあいちと同じような規模を持ったビルを参考に賃料で計算した場合、年間で335百万円もの賃料差額が発生しており、30年間では100億円もの使用料の差額が発生していることになる。これは言い換えれば、間接的な補助金として、産業労働部の関連団体に交付されているとも考えられる。現段階における使用料につい

ては、「行政財産の特別使用に係る使用料条例」及び「行政財産の特別使用に係る使用料の細目料金」に基づき適切に算出されているものであり合規性に問題はないと考えるが、当該条例では土地の路線価から一律に使用料が計算されており、ウインクあいちのように立地条件の良い高層ビルを想定したものではないため、その使用料には限界があると考えられる。この点については、将来的な視点で条例の一部改正も含めて検討いただきたい。